

第8回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（植物）議事概要

1. 日時 平成31年3月1日（金）10時～11時
2. 場所 経済産業省 別館 11階 1107号室
3. 出席者（敬称略）（委員）角野 康郎（座長）、勝山 輝男、黒川 俊二、小林 達明、西田 智子、濱野 周泰、藤井 伸二
（環境省）外来生物対策室長 北橋、外来生物対策室長補佐 八元、
外来生物対策係長 知識
（農林水産省）大臣官房環境政策室係長 森、
農林水産技術会議事務局研究開発官室研究調整官 板橋

4. 議事概要

【今回指定の考え方について】

（事務局から資料1について説明）

- ・（藤井委員）3つまとめて指定候補とするのは、形態的に似ているからか。
- ・（環境省 知識）形態だけでなく生態的にも近いため、同様の生態系被害があると考えられる。運用上は見分けがしづらいという点もあり、規制効果を高めるために併せて指定した方が良いという事務局案である。

【特定外来生物等（植物）の選定について】

（事務局から資料2、資料3を説明）

<エフクレタヌキモ、ウトリキュラリア・インフラータ、ウトリキュラリア・プラテンシス>

- ・（角野座長）エフクレタヌキモについて補足する。形態とDNAを調べた結果、インフラータとは異なることが明らかとなった。しかし、タヌキモ属の分類について知見を持つテイラー氏のタヌキモ属のモノグラフで比較すると、プラテンシスと形態がほぼ一致したものの、捕虫囊の付き方が一致しなかった。モノグラフの記載を尊重すると、100%プラテンシスとは同定できないため、*Utricularia cf. platensis* として記載した。この論文はすでに受理されており、近いうちに公表される予定である。これで学名の問題が片付いたため、ペンディングになっていた指定に向けた検討を始めたという経緯である。本種は2018年にも新たに2箇所から野生化が確認されており、見つかった場所から考えると、かなり植物のことを分かっている人が意図的に導入していると考えられ、指定による抑止効果が期待される。
- ・（藤井委員）エフクレタヌキモは浮葉を持っており、高さは2m程度になるので、沈水植

物への影響は大きいだろう。

- (角野座長) エフクレタヌキモとの競合によりイヌタヌキモが消失したり、他の絶滅危惧植物が消滅した例や絶滅寸前になっている例がある。立体的に枝分かれし、水中空間いっぱい広がるため、在来生態系への影響は深刻である。
- (黒川委員) 国内で栽培して販売している人はいないのか。また、繰り返し輸入されている実態があるのか、それともかつて輸入され遺棄されたものが国内で広がっているのか。
- (環境省 知識) 栽培をすることは技術的に難しいという話もあり、実際に国内で栽培している方はほとんどいないと聞いている。
- (角野座長) 過去に海外から入ってきたのは事実であるが、最近の輸入はあまりないと考えている。販売も確認されておらず、ネットでの流通もなさそうである。一部のマニアが栽培し、マニアの間でやり取りされているのではないか。花がきれいなので、存在を知れば育ててみたいと考える人はいると思う。
- (濱野委員) 例えば、東北のジュンサイを産業として栽培しているところに侵入した場合の影響はどうか。
- (角野座長) マイナスの影響はあると思う。関東では生育可能なため、温暖化を考えるともう少し北でも育つだろう。
- (藤井委員) 現在確認されているエフクレタヌキモの生育場所の標高は何mか？
- (角野座長) 六甲山系では標高 900mあたりで確認されている。
- (藤井委員) それなら東北でも生育するだろう。これまでの経緯から分布の拡大はマニアによる人為的な移動と考えられるので、今のうちに規制をかけておくべきだろう。栽培する人は、枯らしてしまった時の保険として野外に植えることがあり、本種の場合は特に環境の良いため池へ植える可能性がある。利己的な判断でそのような行為を行うことについて、法律で規制することと併せて、リスクがあるので慎んでほしいことをアピールすることが政策的にも望まれる。
- (勝山委員) インフラータは販売されているのか。
- (角野座長) 確かなことは分からないが、エフクレタヌキモがインフラータとして扱われていることは事実である。
- (藤井委員) 冬を越せる場合、常緑であるというアドバンテージは強力である。
- (西田委員) 今回エフクレタヌキモを含めた3種が指定された場合、許可申請の届出が徹底されれば効果はあると思うが、自分が持っているものの種がよく分からないような状況で、法をきちんと守ってもらえるだろうか。有効な対策を打つのは難しいのではないかという印象がある。
- (環境省 知識) 指定から施行までの間に時間的猶予があるため、見分けに関しても情報提供や普及啓発を行っていくことを検討したい。
- (勝山委員) エフクレタヌキモとプラテンシスは特によく似ているようだが、見分けは問題ないか。

- ・(環境省 北橋) 規制対象の3種のうちのいずれかであるか否かは明確に見分けることが出来るようである。
- ・(藤井委員) 山野草会や水草マニアの関係団体に広報すれば効果的に周知できると思う。むしろ、申請の手間や自分で処分することをいやがって、その辺に捨てられてしまうことが困る。植物園等に回収に協力してもらうなどの対応が検討できないだろうか。
- ・(西田委員) エフクレタヌキモが限りなくプラテンシスに近いということは、インフラータは、導入も定着記録もないと考えてよいか。
- ・(角野座長) インフラータに定着実績はない。インフラータの名前で導入された記録はあるが、これはインフラータではない可能性が高い。
- ・(藤井委員) 資料2には「エフクレタヌキモ (*Utricularia inflata*)」と表現されている。和名と学名は、必ずしも対応が取れているわけではない。エフクレタヌキモがすでにインフラータとして流通してしまっている現状があることから、分類学的にはよくないが、「エフクレタヌキモ (*Utricularia inflata*, *Utricularia cf. platensis*)」と書いて、2つのものが混じっている可能性があるという表記の方が、現時点では混乱を招かないのではないか。分類学的な正確性にこだわると流通名と異なることになり、法規制の逃げ道を作りかねない。
- ・(環境省 北橋) 法律の中でどう表記するかは、法制局と相談していきたい。
- ・(黒川委員) 同属の外来種で、他に問題になるようなものはないのか。もし規制した際に、他種へ需要が流れるといった心配はないのか。
- ・(濱野委員) 類似した種にラディアータが挙げられるが指定しないのか？
- ・(環境省 知識) 小型で侵略性は確認されていないため、今回は指定から除外している。タヌキモ属全体の中には他に問題のある種もいるが、それについては今後検討することとし、まずはフロートを作る種の指定を検討している。見分け方等については、資料を作成して啓発していきたい。
- ・(角野座長) タヌキモ属の中で流通しているのはほとんどミミカキグサの仲間なので、種類名証明書の必要な種をタヌキモ属全種とすると広すぎる。範囲はもう一度検討した方が良い。

<指定の是非について>

本グループ会合として、エフクレタヌキモ (*Utricularia cf. platensis*)、ウトリキュラリア・インフラータ (*Utricularia inflata*)、ウトリキュラリア・プラテンシス (*Utricularia platensis*) を特定外来生物に指定すべきとの結論となった。

【その他】

- ・(環境省 知識) 来年度の上半期に全体専門家会合の開催を予定しており、そこで今回取り上げられた種に係る特定外来生物の指定について了承をいただければ、夏以降にパブ

リックコメントや法令改正の手続に入ることになる。

以上